

臨床試験における被験者への治験協力費の支払い手順書

この治験協力費は被験者の負担を軽減するために支払われる費用であり、被験者が治験参加意思を示した日（同意書提出日）から起算し、治験協力費支払いの対象となる診療日又は入院期間について治験終了まで以下の条件に基づいて別紙手順※1に従って支払うものとする。

<治験協力費> 外来：1 来院あたり 7, 000 円
入院：7 日あたり 7, 000 円※2

治験協力費支払いの対象となる日及び期間の算定開始日・終了日は原則以下のとおりとし、事前に治験依頼者と協議する。

ただし、有害事象等による入院や、その他被験者の事情によって予定した算定回数より多くなる場合に関してはその都度治験依頼者と協議する。

	算定開始日	算定終了日
外来	・同意書提出日 ・4月1日 ・来院開始日	・治験終了日 ・年度末（3月31日） ・最近の通院日（入院となった場合）
入院	・同意書提出日 ・（治験期間中の）入院日	・治験終了日 ・（治験期間中の）退院日 ・入院算定開始日より1年経過した日

※1 別紙手順：下記の手順を別紙にて定める

- ・外来時の手順
- ・入院時の手順

※2 入院時の治験協力費算定根拠

入院において治験協力費を導入している施設は、入院食事療養費負担に相当する額が治験協力費として妥当であると算定している。

当院においては、治験期間がさまざまであること、今後入院食事療養費負担が増額されいくこと、入院中に病衣を希望する被験者がいることを想定し、治験期間の入院日7日あたり7, 000円の治験協力費を支払うものとする。

本手順書は、令和5年10月1日より施行する。

[外来時の手順]

- 被験者は、同意書提出の際、治験協力費受給振込依頼書を記入し、速やかに治験責任医師又は治験分担医師又は治験協力者に提出する。

治験協力費受給振込依頼書－別紙 1

- 被験者は、診療時に来院確認するため治験責任医師又は治験分担医師又は治験事務局を訪れる。

- 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者または被験者の代理であることを確認し、治験被験者来院確認表に確認印又は署名をする。

治験被験者来院確認表※3－別紙 2

- 治験事務局は、被験者が治験を終了した日あるいは必要時に治験協力費支払依頼書に治験責任医師及び治験分担医師に確認を受け、被験者又は代諾者に確認の上署名をもらい、病院財務課に会計処理を依頼する。なお治験被験者来院確認表及び治験協力費支払依頼書は複写したものと治験事務局の被験者ファイルに保管する。

治験協力費支払依頼書※3－別紙 2

- 病院財務課は、締結された治験契約に基づき、治験依頼者より治験協力費の支払いを依頼する納入通知書を発行する。その際、治験被験者来院確認表の写しを添付する。

納入通知書－別紙 4

- 病院財務課は、治験依頼者より治験協力費を受領し、受領証を治験依頼者に対し発行する。

受領証－別紙 5

- 病院財務課は、治験依頼者から治験協力費を受領後、速やかに治験協力費受給振込依頼書に記載された被験者の指定金融機関に振り込み、治験協力費振込日を振込通知書の発送をもって連絡する。

- 病院財務課は、治験協力費の出納及び管理に関する責任を負う。

- 治験事務局及び病院財務課は、治験依頼者より申し出があった場合に治験依頼者による治験被験者来院確認表の状況の確認を受ける。

※3 治験被験者来院確認表・治験協力費支払依頼書は同じ書式内にある

[入院時の手順]

- 被験者は、同意書提出の際、治験協力費受給振込依頼書を記入し、速やかに治験責任医師又は治験分担医師又は治験協力者に提出する。

治験協力費受給振込依頼書－別紙 1

- 治験責任医師及び治験分担医師は、被験者又は被験者の代理に確認し、治験被験者入院確認表に確認印又は署名をする。

治験被験者入院確認表^{※4}－別紙 3

- 治験事務局は、被験者が治験を終了した日あるいは必要時に治験協力費支払依頼書に治験責任医師及び治験分担医師に確認を受け、被験者又は代諾者に確認の署名をもらい、病院財務課に会計処理を依頼する。なお治験被験者入院確認表及び治験協力費支払依頼書は複写したものを作成して治験事務局の被験者ファイルに保管する。

治験協力費支払依頼書^{※4}－別紙 3

- 病院財務課は、締結された治験契約に基づき、治験依頼者より治験協力費の支払いを依頼する納入通知書を発行する。その際、治験被験者入院確認表の写しを添付する。

納入通知書－別紙 4

- 病院財務課は、治験依頼者より治験協力費を受領し、受領証を治験依頼者に対し発行する。

受領証－別紙 5

- 病院財務課は、治験依頼者から治験協力費を受領後、速やかに治験協力費受給振込依頼書に記載された被験者の指定金融機関に振り込み、治験協力費振込日を振込通知書の発送をもって連絡する。

- 病院財務課は、治験協力費の出納及び管理に関する責任を負う。

- 治験事務局及び病院財務課は、治験依頼者より申し出があった場合に治験依頼者による治験被験者入院確認表の状況の確認を受ける。

※4 治験被験者入院確認表・治験協力費支払依頼書は同じ書式内にある